

## 理学系研究科休養室取扱要領（理学部 1 号館）

平成 20 年 4 月 1 日制定  
平成 24 年 6 月 6 日改正  
平成 25 年 3 月 21 日改正  
平成 25 年 12 月 20 日改正  
平成 30 年 7 月 3 日改正  
令和 1 年 12 月 1 日改正

理学系研究科休養室は、理学系のメンバーが、体調がすぐれない等の理由で一時的に休養を必要とする場合に備えて各号館に設置するものである。休養室の設置は、男女共同参画委員会の活動の一つとして当委員会が責任を持って進めるが、実際の管理・運営は理学系の各号館事務及び男女共同参画委員会の担当委員等が協力して行う。

1. 場所：理学部 1 号館休養室 1 階 135 号室右側 2 部屋  
135 号室 A（女性専用）、135 号室 B（男性専用）
2. 利用者：原則として理学系研究科に所属する教職員（特定有期含む）、理学部・理学系研究科に所属する学生、研究生、理学系研究科を受入研究機関としている日本学術振興会特別研究員に限る。
3. 利用方法：利用希望者（あるいは付き添い人）は、理学系研究科等総務課総務チーム総務担当（内線番号 24570、メールアドレス [shomu.s@gs.mail.u-tokyo.ac.jp](mailto:shomu.s@gs.mail.u-tokyo.ac.jp)）に利用希望を申し出る。利用規則を熟読の上、上記総務担当でノートに氏名と利用の理由を記入する等の所定の手続きを行う。なお、利用は以下に示す時間内とする。
4. 利用時間：原則として平日の午前 9 時から午後 5 時まで。
5. 利用にあたっての注意：
  - (ア) 健常者が仮眠室として利用することはできない。不適切な使用がなされていると管理者が判断した場合は、退去を求めることがある。
  - (イ) 飲食の制限：休養に必要な飲食以外は、原則として認めない。
  - (ウ) 作業の禁止：休養室におけるコンピュータ作業等は原則として禁止する。
  - (エ) 持ち物：危険物の持ち込みは禁止する。退室時に私物が残されていた場合、管理者が撤去する。
  - (オ) 衛生管理：リネン類や部屋を著しく汚した場合は、退室時にその旨を管理者に報告する。（リネン類は、管理者が定期的に交換・洗濯する。）
  - (カ) 使用中に問題が生じた場合は、速やかに事務室等\*に連絡をする（\*利用時に説明を受けること）。必要があれば、各部屋備え付けの内線電話（83036（A、B 共通番号））を使用すること。
6. その他：状況に応じて、管理者が規則の一部を変更・追加することがある。